令和2年 第4回 教育委員会定例会会議録

令和2年4月14日(火) 港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2541号

令和2年第4回定例会

日 時 令和2年4月14日(火) 午前10時00分 開会場 所 港区役所9階 研修室

場 所 港区役所9階 研修室								
「出席者」	教	育	長		青	木	康	平
	教育長職務代理者				田	谷	克	裕
	委		員		山	内	慶	太
	委		員		薩	田	知	子
	委		員		中	村		博
「説明のため出席した事務局職員」	教 育	*推進	部 長		星	JII	邦	昭
		教育			湯)II	康	生
	教育	新長 雪	邑 長		村	Щ	正	_
	生涯学習	賢スポーツ 振	興課長		木	下	典	子
	図書	文化財	課長		江	村	信	行
	学	学 務 課 長			佐々木		貴	浩
	教育	人事企區	町課長		瀧	島	啓	司
	学校施設担当課長				増	田	裕	士
	教育	指導担当	当課長		篠	﨑	玲	子
「書記」	教育	総務	係 長		佐	京	良	江
	教育	育 総 清	务 係		田	邊		真

「議題等」

日程第1 審議事項

1 令和2年度港区立図書館の特別整理のための休館及び高輪図書館の臨時休館について 日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

1 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う区有施設及び事業の臨時休館・休止にかかる適用期間の延長について

日程第3 教育長報告事項

- 1 港区教育委員会危機管理対策会議の設置について
- 2 港区学校運営協議会委員の任命について
- 3 教職員の人事異動について
- 4 幼稚園、小中学校における教育活動の再開等の方針の見直しについて

- 5 令和3年度使用中学校教科用図書採択日程について(非公開)
- 6 後援名義等の3月使用承認について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の3月事業実績について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の3月の各事業別利用状況について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の5月事業予定について
- 10 図書館・郷土歴史館の3月行事実績について
- 11 図書館の3月分利用実績について
- 12 図書館の令和元年度利用集計について
- 13 図書館・郷土歴史館の5月行事予定について

「開会」

○教育長 ただいまから令和2年第8回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

〇教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、中村委員にお願いします。

- 〇中村委員 分かりました。
- **〇教育長** よろしくお願いします。

まず、本日の運営について、お諮りします。

教育長報告事項第5「令和3年度使用中学校教科用図書採択日程について」は非公開での報告と し、日程を変更して報告事項第13の後に行いたいと思います。

以上のことについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、教育長報告事項第5については日程を変更して、報告事項 第13の後に行い、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

日程第1 審議事項

- 1 令和2年度港区立図書館の特別整理のための休館及び高輪図書館の臨時休館について
- ○教育長 日程第1、審議事項に入ります。

議案第61号「令和2年度港区立図書館の特別整理のための休館及び高輪図書館の臨時休館について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 「令和2年度港区立図書館の特別整理のための休館及び高輪図書館の臨時休館 について」ご説明いたします。本日付資料ナンバー1を御覧いただけますでしょうか。タブレットページ番号でいうと、4分の2ページになります。

まず、審議内容でございます。港区立図書館条例第4条の規定に基づき、特別整理のための休館 及び高輪図書館の臨時休館をすることについて、ご審議いただくものでございます。

項番1 (1) 特別整理のための休館日です。三田図書館から港南図書館までの5館1分室につきまして、9月から10月にかけまして、それぞれ特別整理のための休館を行うものでございます。 なお、みなと図書館については日程調整中でございます。

項番1の(2) 臨時休館日です。高輪図書館について、5月、10月、11月に臨時休館日を設けるものでございます。これは、高輪コミュニティぷらざ内の消防設備点検、電気設備点検等を行うためのものでございます。

タブレット番号で4分の3ページを御覧いただけますでしょうか。

項番の3、告示日でございます。4月27日を予定しております。

項番の4、利用者への周知方法です。「広報みなと」「ひろば」、ホームページ、ポスター掲出などで幅広くお知らせをしてまいります。

項番の5、その他です。みなと図書館の特別整理のための休館日が調整中でございますのは、今年度、給排水改修工事を予定しており、利用者への影響を考慮いたしまして、特別整理期間を工事 日程に合わせて設けたいと考えているものでございます。

工事日程が確定しましてから、教育委員会に付議させていただきます。よろしくお願いいたしま す。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○教育長 説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。
- **〇田谷委員** みなと図書館の休館日未定ということなのですけれども、内容的に給排水工事等ということで、大体どれぐらい時間がかかるのでしょうか。
- **〇図書文化財課長** 現在、施設課の方にそこをお願いしているところでございますけれども、概ね 全期間で2カ月程度かかるかと思います。ただ、その期間全てを休館にする訳ではございません。 一部の部分について天井を剥がした部分は使えない形で開館をしていくということでございます。
- **〇田谷委員** 分かりました。かなり長期間に及ぶと思うのですけれども、なるべく区民の便宜を図った体制でお願いしたいと思います。
- **〇図書文化財課長** かしこまりました。
- ○教育長 今の質問に関連してですが、やはり秋口になるのですか。
- **○図書文化財課長** 今の予定ですと、秋にできるかどうかというのが、コロナの情勢もございまして、かなり難しい状況でございます。いずれにしても、今年度の後半であることは間違いありません。
- **〇教育長** かなりの期間に及ぶので、決まり次第できるだけ早く区民への周知をお願いしたいと思います。
- ○図書文化財課長 早めに周知してまいります。
- ○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。

議案第61号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第61号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

1 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う区有施設及び事業の臨時休館・休止にかかる適用期間の延長について

○教育長 日程第2、教育長の臨時代理に伴う報告事項に入ります。「新型コロナウイルス感染症の対応に伴う区有施設及び事業の臨時休館・休止にかかる適用期間の延長について」説明をお願いします。

〇生涯学習スポーツ振興課長 それでは、教育長委員会臨時代理報告、本日付議案資料ナンバー1に基づき、説明いたします。

報告内容です。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応のため、区有施設、事業の休館・休止 期間を4月12日としていましたが、5月6日までとするものです。

この件につきましては、委任を受けた事務以外の事務について、緊急に処理しなければならない 事由が生じ、かつ教育委員会が招集される暇がないときはこれを臨時に代理することができるとい う規定に基づき、教育長が臨時代理し、処理いたしました。処理日は4月8日です。

項番1の処理内容、タブレットの次のページをお開きください。

項番1、休館の対象になります。教育委員会所管の施設になります。項番2は休館に伴い休止に している事業になります。項番3、休館・休止期間を5月6日まで延長とするものです。項番4、 区民の周知につきましては記載のとおりとなります。

説明は以上となります。

〇教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、教育長の臨時代理に伴う報告について、報告どおりご承認いただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、教育長の臨時代理に伴う報告についてはご承認いただきま した。ありがとうございます。

日程第3 教育長報告事項

- 1 港区教育委員会危機管理対策会議の設置について
- **〇教育長** 日程第3、教育長報告事項に入ります。「港区教育委員会危機管理対策会議の設置について」説明をお願いします。
- **○教育長室長** それではナンバー1「港区教育委員会危機管理対策会議の設置について」ご報告させていただきます。資料ナンバーにつきましては1番となります。

報告内容ですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症対策など、教育委員会の権限に属する 事務に関する危機が発生し、あるいは発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に対応方針等を 決定して、実施体制を整備していくため、本会議の方を設置いたしましたので、ご報告させていた だきます。

名称ですけれども、「港区教育委員会危機管理対策会議」です。

組織につきましては、会長を教育長、副会長を教育推進部長と学校教育部長を充て職といたしま

して、固定のメンバー・委員として教育長室長、学務課長、教育指導担当課長を構成員としています。また、案件によって会長が必要と認める場合については、その案件を所管する関係課長等に出席を求めてまいります。

3番の所掌事項ですけれども、教育に関する危機への対応方針等の協議、またその他教育に関する危機への対応に関し必要な事項ということで、教育長を補佐し、教育委員会としての対応を速やかに行っていくための協議検討を行ってまいります。

簡単ですが、報告は以上です。

- ○教育長 ただいまの説明に対してご質問をお願いいたします。
- **〇中村委員** 新たな会議体の設置のようなのですが、実態はこれまでに教育委員会の内部でこうい う危機案件等が発生した場合に、実際にはこういう会議をやっていたものをこういう正式な会議と して位置づけるという理解でよろしいでしょうか。
- ○教育長室長 これまでも、例えば今回の学校の臨時休業などの決定を行う場合については、所管 課も含めて情報共有をしながら、最終的には教育長の判断を仰いで案の検討を行ってきていた訳で すけれども、それをこういう会議体ということで正式に形にして、検討経過も分かるように、記録 に残していけるように、形を整えたいということで設置させていただきました。
- **〇中村委員** 実態は変わらないということですよね。今までやっていたことをこうやってちゃんと した会議体として、正式に発足させたということですよね。
- **〇教育長室長** 実態的には、ほぼこれと似たような体制で検討を行ってまいりましたので、それを 明確にするということが趣旨でございます。
- **〇山内委員** この会議体は、迅速に判断をしなければいけない。大小の方針を決めるとかいうときには非常に重要な会議体だと認識をしています。そういう観点から確認をしたいのですが、この対策会議は教育委員会に置くものなのか、教育委員会の事務局に置くものなのか。それとも教育長の直轄の会議と考えるのか。
- つまり、主語をどこに置かれるのかというところが、実はこの資料を拝見していてよく分からな かったので、確認させていただきたいと思います。
- ○教育長室長 基本的には、教育委員会事務局に設置をする形になります。
- **〇山内委員** そしてここで協議をして、必要なものは教育委員会に報告、確認とか相談があるという認識でよろしいですか。
- **〇教育長室長** こちらの方はあくまで検討協議機関ですので、決定権限は持っていません。必要に応じ、またその内容に応じて、教育委員会の方に審議をして決定いただく。あるいは、この間何回かやらせていただきましたけれども、教育委員会を開く暇がないときについては、教育長の代理権限で処理させていただく。そういうもので、この会議体自体が何かを決定する場ではございません。
- 〇山内委員 了解しました。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。

私から背景を申し上げますと、今回、教育委員会事務規則を改正して、教育委員会の権限に属す

る部分について委任や臨時代理をするということになりました。このことから、この会議体で、正式にどういうやり取りがあってどういう経過で委任を決定したのかあるいは事務代理したのかという点を明確にすべきであるという考えから設置することとしました。

そのためには議事録や検討で使った資料を残しておくべきであるということでこの会議体をつくったという経緯があります。

ほかによろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 港区学校運営協議会委員の任命について

- **〇教育長** 次に「港区学校運営協議会委員の任命について」説明をお願いします。
- ○教育長室長 それでは報告事項の2番目、「港区学校運営協議会委員の任命について」報告いた します。

資料ナンバーは2番となります。今、3カ所に三つの学校運営協議会がございますけれども、令和2年4月1日付で新たな委員が任命されましたので、ご紹介をさせていただきます。

まず1ページ目の1番、赤坂アカデミーの運営協議会ですけれども、16名の委員がいらっしゃいますが、そのうち4名が今回新任の方として交代されます。

次に2番目、お台場アカデミー学校運営協議会では、全部で14名の委員のうち、6名の方が新任ということで、4月1日から新たな委員を務めていただきます。

2ページ目になりますが、南山幼稚園、南山小学校の学校運営協議会ですが、こちらはこの4月 1日から発足した委員会ですので、全員が新任という形になります。

ちなみに、委員の任期については2年以内という定めになっておりますので、2年ないし1年という方もいらっしゃいます。

参考資料として、それぞれの運営協議会からの推薦理由の推薦書を添付しておりますけれども、 今回挙げられた方については、PTA会長の交代、あるいは自治会等、町会等の会長の交代等に伴って、新たに委員の方が任命されたケースが多いように見受けられます。

報告は以上です。

〇教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 教職員の人事異動について

- ○教育長 次に「教職員の人事異動について」説明をお願いします。
- ○教育人事企画課長 報告事項3「教職員の人事異動について」ご報告いたします。

資料番号3番を御覧ください。まず項番1、校長・園長についてでございます。内訳は区内転の 昇任3名、区外転入1名、区外転入・昇任が1名、再任用の新規の方が2名、再任用の継続の方が 3名。合計10名となっております。

なお、11番の赤坂中学校統括校長、高松校長に関しましては異動ではございませんが、統括校 長になられたということで、表に記させていただきました。

続きまして項番2、副校長・副園長についてでございます。区内転8名、区内転の昇任が1名、 区外転入が1名、区外転入の昇任が4名、再任用・継続が1名。合計15名となっております。

続きまして教員、幼稚園の教員についてでございます。転出が13名、転入が19名。6名プラスとなっております。続きまして小学校、転出が84名、転入が90名ということで、6名のプラスとなっております。中学校も転出が21名、転入が27名ですので、同じくプラス6名。

続きまして項番6、事務・栄養職員ですが、合計で転出が9名、転入が8名ということでマイナス1となっております。

最後に項番7、教育委員会事務局でございますが、私も含め区内転2、区内転の昇任が1、区外 転入1ということで、合計4名となっています。

報告は以上でございます。

〇教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

教育委員の先生方はもうお分かりだと思うのですが改めて統括校長とは何か。説明してくれますか。

- **〇教育人事企画課長** 統括校長といいますのは、これまでの業績等に基づいて、この校長により力を発揮してもらいたいという、そういう趣旨の下に各区市町村から推薦を上げまして、最終的に東京都が任せて大丈夫だということで承認される。そういう制度でございます。
- **〇教育長** 人数はどうですか。
- **〇教育人事企画課長** 全体では決まっているようですが、ちょっと今すみません。そこの人数枠は。
- ○教育長 基本的に区市町村1名でしょう。
- **〇教育人事企画課長** そうです。
- **〇教育長** だとすれば、2名3名推薦して統括校長になってもらうということはないのですよね。
- **〇教育人事企画課長** 規模が大きいところの自治体では、やはり2名3名とおります。
- **〇教育長** わかりました。ほかにいかがでしょうか。
- **〇中村委員** 今の話の続きですが、何か特別な権限が統括になることによって加わるとか、そんな ものはないのですか。
- **〇教育人事企画課長** 特に権限が増えるということではございませんが、やはりその地区のまとめ 役というのでしょうか。やはりご意見番として、色々な学校にも気を配りながら、アドバイス、助 言等をする。そういう役割を担ってもらうということになります。

具体的には、多少管理職手当がプラスになっているという辺りでございます。

〇中村委員 分かりました。赤坂地区というよりは、港区全体の校長をまとめるというようなこと も求められているということですかね。

- **〇教育人事企画課長** そのとおりでございます。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。
- **〇田谷委員** そうすると、校長会会長とは違うものなのですか。
- **〇教育人事企画課長** 校長会の会長につきましては、それぞれこちらが決定するものではなく、年次であったりとか、これまでのバランスを考えながら会長は決めるものでございますので、こちらはあくまでも行政の立場から、この人にぜひお願いしたいと推薦するものでございます。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。

2ページ目の教育委員会事務局の教員系の人事異動についての記載がありますが、ここだけが転出入の人数の記載がないので、口頭でいいので説明してください。

- **〇教育人事企画課長** 大変失礼いたしました。教育指導課長、松田課長ですが、中野区立第二中学校の校長ということで、転出されました。それから……。
- **〇教育長** そういうことではなくて、出と入の人数を説明してください。
- **〇教育人事企画課長** マイナス1、1出たということですね。課長が出たという。今まで小林主任 がおりましたので、白金の丘小中学校の校長ということで出られました。
- **〇教育長** 出と入で1名増ではないので、そこを説明してもらいたいのですが。
- **〇教育人事企画課長** 今回、教育人事企画課と教育指導担当と分かれまして、教育センターができた関係で分かれましたので、課長職がプラス1となっております。大変失礼いたしました。
- ○教育長 課長級1名増ですよね。それで主任指導主事が1名減ですよね。
- **〇教育人事企画課長** マイナス。
- ○教育長 統括はプラスマイナス0で、指導主事は何名という説明をしてもらいたいのです。
- **〇教育人事企画課長** これまでは課長ポストが1でした。そこにセンターができたことによって、 ポストが2ということになります。

これまで主任指導主事、課長級でしたが、小林校長が白金の丘の方に出ましたので、そこがマイナス1となっております。

統括指導主事につきましてはそのまま、1のままですので変わりません。

指導主事につきましてもこちらの本庁の方に1名指導主事が残りまして、センターの方に5名ということでプラス1となっております。

- **〇教育長** 何を言いたいかというと、旧教育指導課が、全体的にプラス1名で人数だけの話ですが、 強化されたということを説明してほしかったのです。
- **〇教育人事企画課長** 大変失礼いたしました。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。 それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

4 幼稚園、小中学校における教育活動の再開等の方針の見直しについて

〇教育長 次に「幼稚園、小中学校における教育活動の再開等の方針の見直しについて」説明をお

願いします。

〇教育指導担当課長 それでは、報告資料ナンバー4「幼稚園、小中学校における教育活動の再開等の方針の見直しについて」を御覧ください。タブレットで言いますと10分の1になります。

報告内容は区立幼稚園、小中学校について、東京都内及び港区内における現下の感染状況を踏ま え、児童・生徒の命を守る観点から、当初は春季休業前までの臨時休業としていましたが、5月6 日水曜日まで延長したもので、その旨を報告させていただきます。

項番1に経緯を書いてございますので、御覧ください。2月27日にまず卒業式の開催方針について、決定をいたしました。その日の夜、2月27日に国からの臨時休業の要請を受け、港区は3月2日から区立幼稚園、小中学校の臨時休業を開始いたしました。

タブレット番号1の一番下のところの3月26日に、そして幼稚園、小中学校における教育活動 の再開等についての方針をまず決定いたしました。

そして、その後色々な状況があり、タブレット番号10分の2を御覧ください。4月2日にも再度見直し、4月6日にも再度見直しということをさせていただきましたので、その旨について、ご説明をさせていただきたいと思います。

タブレット番号10分の3を御覧ください。四角囲みになっているところが大きな変更点、概要 についてです。

まず、4月2日の時点ですが、5月6日水曜日までは臨時休業とすること。それから、小中学校においては、学校のホームページで課題を掲載したり、幼児・児童・生徒に課題を配布したり、それからインターネットの教材をNTTコミュニケーションズという会社に無償貸与をしていただけることになりました。この会社は御成門中学校がタブレットの研究をしていて、そこで教材を提供していただいている会社なのですが、こちらに希望する児童・生徒に対して、全員にID、パスワードを利用して勉強できるようになりました。昨日時点で2,200ぐらいの方が登録をしています。

それから5番のところです。このときは、4月6日の週は、授業日等は設定しません。それから13日以降については、この時点では3日に一度の登校日などを考えておりました。その後検討しますといった形で方針を打ち出しました。

では、タブレット番号の8番を御覧ください。4月6日になりまして、いよいよ緊急事態宣言も踏まえて出てくるのではないかということで、もう一度方針について見直しをさせていただきました。

変更点につきましては、まず四角囲みの2番で、小中学校におきましては始業式を行いましたが、 幼稚園は始業式を延期するということ。それから3番、小学校は4月6日入学式を行いましたが、 幼稚園と中学校については延期をしますということで方針の見直しをしました。それから5番、臨 時休業中の登校日は設定しないというところで、まずなるべく自宅にいるというところで方針を出 させていただきました。

タブレット番号の10分の9を御覧ください。なお、その際にやはり心のケアというところで、

項番3のところに臨時休業中の幼児・児童・生徒の生活についてというところで、学校にいるスクールカウンセラーや教育センターにいる教育相談等、あと電話相談の連絡を再度周知をして、相談に乗れるような体制を築きました。

昨日の時点で、電話相談が6件、来所相談が1件、それからスクールカウンセラーの相談が1件というふうに入っているそうです。内容は、やはり休業でずっと子どもが家にいるので、保護者も疲れてしまうし、子どもにもストレスがたまってしまうので、どのような形でストレスを取ってあげたらいいかというような相談だと報告を受けてございます。

簡単ですが、以上でございます。

- ○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いいたします。
- **〇田谷委員** インターネットで配信しているというお話でしたが、インターネットの環境のない家庭には、どのように連絡しているのでしょうか。
- **〇教育指導担当課長** 全く同じ画面を印刷をして配るということは試してみたのですができないといことだったので、システム上難しいので、同様の内容のものを印刷して、学校から配るようにお願いをしています。

ただ、そういった教材を取りに来たところがあるかということを学校とも逐一連絡しております ので聞いたところ、あまりないとは聞いています。

ただ、来た場合には丁寧に対応してほしいということでお伝えはしています。

- **〇田谷委員** 分かりました。児童・生徒によって、そういう環境で5月7日から授業再開と考えられているのですが、そのときにそういったところで学力差が生じないように、十分ケアしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- **〇教育指導担当課長** 承知いたしました。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。
- **○薩田委員** プリントでの4番、その他なのですけれども、学校開放は行いません。学童クラブは もちろん継続ですけれども、緊急子どもの居場所づくり事業は実施します。これは、緊急子どもの 居場所づくりは、どの程度、今港区内の学校で参加者がいるのかなと思いまして。分かりますでし ょうか。
- **〇教育指導担当課長** 若干子ども家庭課の方で学童クラブも緊急居場所づくりもやっていただいているのですが、なるべくこういう緊急事態なので、家にいられる場合は家にいてくださいということは、再度周知を金曜日の時点でしております。

4月9日のものが一番新しいのですけれども、全体で94人ですね。各校8名、6名、2名、3 名、4名、1名、6名みたいな一桁で来ていて、全体で94人です。

- **○薩田委員** それは少ないというのか、多いというのか。ちょっと微妙な数。
- 〇教育指導担当課長 少ない数ですね。
- ○薩田委員 少ない方ですか。
- **〇教育指導担当課長** 始めた当初は、多いところでは35人程、少ないところは4人と一番初めの

日は聞いていますが、やはりもう一度金曜日に、こういう事態なので、なるべく自粛してくださいということで呼びかけたところ、少なくなってきているとは聞いています。

- **〇薩田委員** ありがとうございます。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。
- **〇山内委員** 今までのプロセスのところでちょっと申し上げたいことがあって、申し上げさせてください。

というのが、3月2日から休校措置が始まったということで、おそらくどうしても教育の、特に 学校関係の現場にいる方たちは、フェーズが変わったという認識が弱いのではないかと思うのです ね。

ただ、私自身の認識では、3月の初めの時点では逆に早過ぎたと思いますけれども、逆に3月の終わりからもう次のフェーズに完全に移っていて、ある意味で潜在的に感染者がもう潜在しているという状況の中であって、感染者の割合が市中に多くいれば、当然注意の程度を上げないと、それぞれ教員も生徒も、あるいはここの職員の方々も、感染をするリスクは高い状況にある訳ですね。

その中で、一つ例として、少し細かく申し上げたいのが、ちょうど別紙1の5ページのところを 一つ取り上げてお話をしたいと思います。

実は、これは今後再開したときのためにも重要なので、ちょっとくどく申し上げたいと思うのですが、実はこの5の(2)のことについて、私自身これだと弱いということをかなり強く申し上げてきたのですけれども、実はそれについて全く反応がないというか、変更がないという状況が続いてきて、これはどうしてなのでしょうというふうに伺いたかったのです。それは手続上できないことなのかどうかということも含めてです。

というのが、これについてどういうことを申し上げてきたかというと、最初3月25日の時点で、 幼稚園、小中学校における教育活動の再開などについて意見を欲しいということがあって、ここの 内容について同じような文章がありましたので、それについて私の方で赤を入れて、お伝えをしま した。

そこで、私が何を書いたかというと、その時点では、具合が悪くなったとき、自宅で勤務することが可能な場合については校長と協議の上、自宅勤務としますということが書かれていたので、「「自宅で勤務することが可能」とした場合には感染の診断がつくまで、出勤し続ける教員を出すことになりかねません。医療機関は重症者などへの対応に集中する方針で、軽度の感冒様の症状の段階では検査は行われません。コロナが疑われれば、コロナとみなす、発熱があればコロナの可能性が高いと考えるという姿勢が重要です。したがって、「発熱や咳などの風邪の症状を有する場合は出勤を禁止します」という強い言葉が必要です。」ということを実は申し上げました。ただ、それについてはそのままであった訳です。

その上で、次に、今度は3月27日に、今度は3月27日付の、幼稚園、小中学校における教育活動の再開などについてのメールを頂いて、そこにおいて、私からその幼稚園、小中学校の教育活動の再開などについてという文章があって、そこでは9の(4)で発熱や咳等の風邪の症状が見ら

れるなど、急に具合が悪くなった際に、自宅で勤務することが可能な場合については、校長と協議の上、必要に応じて当該の教員を自宅勤務とするという文章がありましたので、そこで私が申し上げたのは次の通りです。

「26日付の文書案に対して、以下のコメントをしました。」とはじめて先程のことを申し上げました。そして、「この点は重要ですので、再考してください。」ということを言って、その上で、ちなみにということで、「産業衛生学会でも、「新型コロナウイルス情報、企業と個人に求められる対策Q&A集」の中で、「発熱はありませんが体調不良を認める社員にはどのように対応すればよいでしょうか?」というQに対して、アンサーとして「体調不良を感じる場合は出社をせずに、自宅待機とするよう指示してください。症状がない感染者の鼻腔や咽頭にもウイルスが存在することもあるので、対面での会話でも他人に感染させる恐れがあります」としています。したがって、発熱や咳などの風邪の症状を有する場合は「出勤を禁止します」、あるいは「出勤をしないでください」というような強い表現にすべきだと考えます。」ということを実はそこでも申し上げています。

その上で、この次に4月2日付でメールを頂いて、そこではちょうどこの別紙1の書面がありましたので、そこについては私から「「教職員に風邪などの症状が見られるときには決して無理をせず、自宅での休養を促します」とありますが、もっと厳しい表現の方がよいと思いますと。「促す」ですと、本人の裁量による判断の余地が残ります。学校の先生はふだんの習性で、休んで迷惑をかけないという感覚があり、判断にどうしても個人差が出てしまいます。特に休みを言い出しにくい若手の方々のためにも、判断の余地を残さない文章の方がよいと思います。コロナの症状は、通常の風邪症状と見極めが難しいこともあり、以下のような文面の方が適していると思います。

「教職員に風邪などの症状が見られるときは、自宅での休養を指示します。」「教職員に風邪などの症状が見られるときは自宅待機といたします。」私自身はこのような状況でも、事務局でのお考えのように、居場所の確保や登校日の設定は教育上、本人並びに保護者の心理的な安定のためにも大切だと考えています。ただし、教員から感染が出ると、そのようなことができなくなりますので、強く表現された方がよいと考えた次第です」。

こう申し上げ、この書面はもうほぼ事後の報告のような形でしたので、このままで結構ですけれども、今後と教員向けの指導については、ぜひこの点はご留意いただくことをお願いしたいということをそこでも書いた訳です。

率直に言うと、やっぱり裁量をつくってしまうよりは、風邪症状があったらもう休んでもらうということを徹底しないと、教員室の中で感染が起こる。そうすると、1人だけではなくて、結局一緒に接触していたという人たち全員自宅待機をさせなければいけなくなる訳ですよね。それだと機能しなくなりますから、もう少しここは強くされた方がいいのではないかということを思います。

実際、ほかの事例見ていても、たまたま数日前に出たテレビ朝日のキャスターの人にしても、結 局、発熱していたのが下がったからと言って出続けていたことで、全員自宅待機になった訳ですよ ね。 それから、中央区の区立小学校の教員がコロナに感染していることが判明したということが中央区のホームページに出ていますけれども、それも実は見ると、3月31日、4月2日発熱があって勤務していなかった。しかし、4月2日熱が下がって勤務している。それから数日たって、4月7日発熱で入院というように、コロナが疑われて、PCRの検査がすぐにできるという訳ではない。そこに非常に大きなタイムラグがありますから、その意味では風邪様の症状があったときには、もうコロナの可能性が高いと認識をして、そのときには裁量でなくて、きちんと休むということを徹底された方がいいのではないかと思うのですけれども、なかなかそういうことを書きにくい事情があるのかどうかということも含めて教えてください。

○教育指導担当課長 色々ご指導ありがとうございます。

やはり、先生おっしゃるとおり、ちょっとでも風邪の症状とかがあった場合には、今はもう休むようにということは口頭では、校長・副校長には伝えているのですが、やはり服務の関係上、何か伝染病になったとか、そういうものがないと「あなたが休みです」ということが言えないというところがあるので、「校長と協議の上」というような書き方をさせていただいていますが、今は現状では、ちょっとでも体調が悪いとか、だるいとかで教員も全員検温をさせています。私ももちろん毎日していますけれども、させていますので、そのような形で、何かあったら校長からすぐ上がってきて、どうかなというぐらいでもすぐ休ませてくださいと話はしているところです。ただ、文言もやはり書いておいたのと書いていないのは、なかなか違うのかなと思うので、ちょっと書き方の工夫をさせていただいて、またご指導いただけたらと思います。

- **〇教育長** よろしいですか。
- **〇山内委員** 今の服務の手続上というのは、どういう事情があるのですか。
- ○教育指導担当課長 本人が「具合が悪い」と言って、ただその具合が悪いと言ったときに、例えばインフルエンザですとか法定的に絶対感染症で休まなければいけないというものについては年休等の処理で休んでもらうのですけれども、ただ本人が咳がこんこんと言っているとかというのを、勝手にあなたは何とかですよねと言って休む訳にはいかないというところがあるので、こういったご時世なので、休ませるよう校長からしっかり指導していくという体勢は今できつつあるのかなと思っているのですが、そういった意味です。すみません、分かりづらくて。
- **〇山内委員** いや、きっとそういうことだろうと実は思っていたのですけれども、一方で例えば教職員の健康、あるいは安全配慮の義務。ある意味でその権限というのは、これはどこに属していると考えたらいいのですか。
- **〇教育指導担当課長** 教員の服務が、すみません。ちょっと手元にはないのですけれども、あるので、そのところで「どういった場合は」というのが出てくると思うのです。

でも、基本は子どもと違って、出停何日でという扱いがないので、やはり年休を使っていただく。 ただ、コロナになった場合には病休でということでできるようには、今なっているのですけれども、 そこに載っているものなので。

最初は事故欠勤なのですけれども、今は教員は、都職は違うのです。そういうふうになっていま

すので、診断書をもらってきてもらったら、病体になれるというところは都からの通知が出ています。

〇教育長 基本的に教員の健康管理は、校長でしょう。手続上は今のとおりですがそういう意味ではなくて。

○教育指導担当課長 申し訳ありません。

〇山内委員 だから、逆に校長がそういう権限を発揮しやすくするためには、もっとその方針を文 書の上でも明記しておいた方がいいのではないかと思うのですね。

それから、今後実際に色々学校の中で感染が起こったときに、こういう文書は公表されています から、これだと甘いのではないかという指摘が出てくると思うのですね。

そうならないためにも、内々にこういう方針でやってほしいと伝えるよりも、逆に原則を文書で 書いておかれた方がいいのではないかと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

〇教育指導担当課長 今色々ご助言いただいたことを基に、校長が自分の権限を発揮しやすいよう 後ろ盾をつくっていくのが教育委員会だと思いますので、ちょっと考えさせていただきます。

〇教育長 よろしいですか。

4月10日付で文科省の方から、外出自粛という面があって、学校については2割が出勤して、 それ以外は自宅勤務という方針が出ました。

そこに合わせて今山内委員が言われたような症状が見られたときは、とにかく休めということで 休まない場合は休ませるという文書を先程の学会のお話とかも入れて発出した方がいいと思います。 実際には休んでいない人がいたので先日、校・園長会で湯川部長から、改めて校・園長に「とに かく学校への勤務は極力ないように」ということをお話ししましたよね。

○教育指導担当課長 休むための準備を先週すると聞き取りをしているので、今週昨日辺りから、管理職、日直、担当学年の3人ぐらいしか来ていない学校が多いです。そのために携帯を一つずつ付与したので。そこで今動画を撮ってアップしたりということをさせてもらっています。

- **〇教育長** 改めて山内委員から指摘いただいたところを文書で発出してください。
- **〇教育指導担当課長** 承知いたしました。
- **〇山内委員** ある意味で、国の文書とか文科省の文書とか、都の文書とかを待たなくても、区は区 として、必要なことはしっかりメッセージを出していただいた方がいいと思うのです。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 6 後援名義等の3月使用承認について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の3月事業実績について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の3月の各事業別利用状況について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の5月事業予定について
- 10 図書館・郷土歴史館の3月行事実績について

- 11 図書館の3月分利用実績について
- 12 図書館の令和元年度利用集計について
- 13 図書館・郷土歴史館の5月行事予定について

○教育長 次に「後援名義等の3月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の3月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の3月の各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の5月事業予定について」「図書館・郷土歴史館の3月行事実績について」「図書館の3月分利用実績について」「図書館の令和元年度利用集計について」「図書館・郷土歴史館の5月行事予定について」、この8件の定例報告については配布資料のとおりです。各報告事項について、ご質問をお願いいたします。

この中で5月の行事予定が2件入っているのですけれども、それは状況を見て変えていくという 前提でいいですよね。

- **〇生涯学習スポーツ振興課長** 5月6日まで休館・休止であるものの、5月7日以降の状況も流動的なのですけれども、現時点で中止等まで記載し切れないので、あくまで予定ということで今回ご報告させていただきました。また状況変わりましたら報告いたします。
- **〇図書文化財課長** 図書館・郷土歴史館につきまして5月の行事につきまして、全て中止ということで整理をいたしました。こちら、中止された行事が一覧になったものがこちらになります。以上でございます。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

- 5 令和3年度使用中学校教科用図書採択日程について(非公開)
- ○教育長 次に、これより非公開の報告に入ります。

(非公開審議)

「閉会」

- **〇教育長** 本日予定している案件は全て終了しましたが、そのほか何かありますでしょうか。 先程山内委員が言われた点について説明をしてください。
- **○教育人事企画課長** 先程のテレワーク、教員の実態なのですけれども、昨日分ですけれども、小学校平均で学校勤務が32.9%、自宅勤務が62.6%、年休等4.5%ということでございまして、まだ2割には達していない。さらに中学校も、学校の出勤率ですが、40.2%。自宅での勤務59.8%。そして年休等の取得は0%。

これから、各学校別に出ておりますので、年休等の取得も含めて、さらに促していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〇山内委員 ありがとうございます。

- O教育長 それはいつですか。
- **〇教育人事企画課長** 昨日分でございます。
- **〇山内委員** ではせっかくなので、お調べいただいたので追加の質問ですが、学校名は特に伺いませんけれども、小学校も中学校も出勤率の高いところだと何%ぐらいなのですか、一番高いところで。
- ○教育人事企画課長 小学校で人数が一番多いのは、15名出勤しておりまして、10名が自宅勤務となっております。中学校の方では、一番多い学校が14名、自宅勤務が8名。

この数値が逆転するように学校別、かなり差があります。本当に出勤が1名でというところもありますので、管理職だけというところもありますので、ちょっと差が開いてしまっているところを確認しながら、指導してまいりたいと思います。

〇山内委員 今回のことでのテレワークへの移行というのは、一つは教員間での感染の予防というのが一つですよね。それは教員の方々の健康を維持するということと、周囲への影響を最低限に抑えるという二つの点である訳ですけれども、もう一つは、もうこういう事態になった以上は、一種の社会実験と前向きに捉えて、少し教員の働き方改革の一つの方法をこの機会につくってしまうのだというぐらいのつもりで、積極的になさったらいいのではないかと思います。

それから一方で、来ている方たちというのは、実際にどこで執務をされているのですか。例えば、 この25人中15人が来ているような学校は、それぞれどういうところで仕事をされているのでしょうか。

- **〇教育人事企画課長** そこまではまだちょっと聞き取りができておりませんが、確かに主に職員室がそういった場所になりますが、担任は教室等でももちろん作業しておりますので、密集しているということは、さすがにこの時期ですのであり得ないとは思いますけれども、確認してまいりたいと思います。
- **〇山内委員** 多少は学校に来ざるを得ないという方たちがいるのは当然理解をしていますけれども、 せめてその場合でも、極力教員室で仕事をするのではなくて、各々自分の担当の教室で業務をする ようにということを指導するだけでも、全くその集団の感染のリスクは減る訳ですね。それぞれの 教室に行けば、もうみんな一人ひとりの業務になって、周囲の教員との接触の機会というのは極め て低くなりますから、やっぱりそういうことも具体的にできるだけ指導された方がよろしいのでは ないかと思います。
- **〇教育長** よろしいですか。

では、先程の通知文を出すとともに、個別の指導もきちんとやってください。

- **〇山内委員** せっかくなので併せて申し上げると、事務局の方たちは今どんな状況ですか。
- ○教育長室長 先週までは約4分の1、25%の職員の自宅でのテレワークを推奨していましたけれども、一応土曜日、日曜日でしたか。総理大臣が8割という目標を受けて、昨日、区全体の危機管理対策、新型コロナ対策の会議で、区全体では4割。各課においては原則5割で、もっと頑張れる所管においては8割を目指すということで、中には保健所とかあとは清掃とか、そういったなか

なか在宅勤務が難しいところもありますので、そういった各課5割、8割。全体を通して区全体では4割の在宅勤務を目指すことを今心がけて、それぞれ各課でどういった形でやれるか、今検討を 進め、今日からそれを始めているところです。

- **〇教育長** テレワーク用として端末は何台用意されていますか。
- ○教育人事企画課長 今まだ150です。
- ○教育長 今は150台で、4月末に300台ですよね。
- **〇教育人事企画課長** 5月と言っていました。
- **〇教育長** 5月ですか。そのような状況ですが、テレワークというのは、別に端末を持っていかなくてもできるので、書類を持って行うことも昨日、周知しました。

教育委員会事務局においては、ローテーションを組んで、休む体制をつくるように指示しました。

- **〇山内委員** ありがとうございます。やはり事務局の方たちも、今、感染のリスクが高い社会的な 状況にはあると思いますから、十分気をつけていただける体制をつくった方がいいと思いますし、 もう一つは、やはり大勢の方が事務局で仕事をしていると、その中で必ず、注意していても、どな たかが感染しているということは起こり得ますから、そうすると、その周囲の方たちもみんなそこ で自宅待機という扱いになると事務局として機能しなくなりますので、機能を維持するためにもそ こは積極的になさらないと、戦略的にされないといけないだろうと思って、実は質問したという次 第です。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。
- **○薩田委員** 3月の行事実績表の図書文化財課「うさちゃんくらぶブックスタート」で、みなと保健所で17組と18組という2回、参加数があったものがあるのですけれども、これは中止や何か、特別な対応というのはしないで、普通の形態でブックスタートを実際にこれは実施されたのでしょうか。
- **〇図書文化財課長** ブックスタートでございますけれども、図書館でやっているものの方は、個別 対応という形で、集団でやるものは中止したというところです。

なので、うさちゃんくらぶブックスタート、こちらは保健所がやっている事業に伺ってやるというもので、保健所の方のうさちゃんくらぶ事業が実施をされているという状況でしたので、そこに伺って行ったということになります。

- **○薩田委員** では、こちらから中止にしましょうとか、そういう何か特別な対応にしましょうという提案は一つもなかったのでしょうか、実際。
- **○図書文化財課長** こちらの方から「やるのですか」ということで、やらない方向ということの促しはしたいのですけれども、保健所の判断としてうさちゃんくらぶをやるという判断をなさったので、伺って実施をしたという、そういう経緯でございます。
- **○薩田委員** 分かりました。できるなら、ちょっと特別な対応をしていただきたかったなとは思ったのですが、保健所が実施ということなので、仕方がないかなと。
- **〇教育長** 「うさちゃんくらぶ」は、ただ本を渡すだけではなく、事業を何やるのですよね。その

点を説明してくれますか。

○教育長室長 前、保健所にいましたので、分かる範囲内でご説明させていただきますけれども、 生後3カ月、4カ月ぐらいのお子さんを、お母さんと一緒に外に出る最初のきっかけとして保健所 に来てもらって、そこで色々子育で中の悩みとか、お母さんたち同士で集まり、お互い話し合って、 産後うつ防止とか、そういうことも兼ねて行っている事業です。確か2時間ぐらいの事業なのです けれども、保健師が必ずついて行っている事業なのです。

ですので、保健師と保健所としての判断でやったのだと思いますけれども、安全には当然、保健 師が主体となっている事業なので、その辺の安全は配慮してやっているものとは思いますけれども、 その一角でブックスタートということで、本の紹介も行ってやっております。

〇教育長 よろしいですか。

なければこれをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を4月28日午前10時から開催予定ですので、よろしくお願いします。お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 中村 博